

向日市健康増進センター 有料ロッカー 申込書兼利用規定

有料ロッカーは向日市健康増進センター利用に伴う携帯品等を保管するために、お貸しするものです。

ロッカー概要 【内 寸】 W262×D408×H395 (mm) 【総数】 36 個
 【施錠】 ダイヤル式 暗証番号 (4 桁) を利用者が決定し管理 (当センターは番号を管理しません)

- 1 利用料金：6 か月分 6,600 円 (消費税込み) 一括前払い
- 2 利用期間：月単位で 6 か月

- (1) 当該月 15 日までの申し込みは申込日より 5 か月後に到来する月の月末まで。
- (2) 当該月 16 日以降の申し込みは申込日より 6 か月後に到来する月の月末まで

申込日	利用期間	例	料金
1～15 日	当月の月末まで及び 翌月 1 日から 5 か月間	申込 1 月 15 日 期間 1 月 15 日～6 月 30 日	6,600 円
16 日以降	当月の月末まで及び 翌月 1 日から 6 か月間	申込 1 月 16 日 期間 1 月 16 日～7 月 31 日	6,600 円

3 申込：

- (1) 窓口にて下記申込書にご記入後、ご入金ください。
- (2) 定数に達していた場合は予約を受け付けます。解約者がいた場合、受付順にご連絡いたしますが、当センターより連絡後 3 日以内に連絡がつかない場合は権利が失効し、次順位の方に権利が移転します。

4 更新：契約期間満了時も引き続き利用する場合は、期限が切れる 10 日前～前日までに申込、ご入金ください。

5 利用期間経過後の保管と処分：

利用期間後に収容品の引取りがない場合は、当センターにおいてロッカーを開扉し、収容品を 1 か月間を限度に保管し、お引取りがない収容品は権利を放棄したものとみなし、センターにおいて破棄処分します。

- 6 収容できないもの：貴重品、危険品、動物、ロッカーを汚染・き損する恐れのある物、その他保管に適さないと認められる物
- 7 利用時の立会い：センターが必要と認めたときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。
- 8 賠償責任：ロッカーを破損した場合及び収容品に損害を与えた場合は、賠償していただきます。
- 9 事故による責任：次の事項により有料ロッカー内の収容品に滅失または、き損の損害を生じても、センターはその責を負わないものとします。天災事変等の不可抗力・ロッカー誤使用・盗用・司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合・その他、センターの責に帰さない場合
- 10 申込者ご本人がおひとつの利用をお願いします。その他、利用にあたってはセンター長の指示に従ってください

問い合わせ先 向日市健康増進センター 電話 075-932-5122

ロッカー 一番号	番	利用 期間	年 月 日から	年 月 日まで
-------------	---	----------	---------	---------

.....きりとり.....

<有料ロッカー申込書兼予約申込書> 私は利用規定を理解し順守します。

申込日	年 月 日	利用期間	年 月 日まで
登録番号	番	氏名	
ロッカー番号	番	電話番号	

*「予約待ち」の方は空き次第、連絡いたします